

職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱いの見直し（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議から「交通費を収入として算定すること及び複数月分の交通費をそのまま1月の収入として算定する取扱いは、雇用保険を受給できない者に就労の機会を与えるために職業訓練を実施し、生活支援として給付金を支給するという制度の趣旨・目的を阻害するのではないか。」等の意見をいただきました。これを踏まえて、平成26年2月18日、厚生労働省にあっせんし、同年3月31日に厚生労働省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

私は、求職者支援制度で職業訓練を受けており、ハローワークへ職業訓練受講給付金の申請に行ったところ、「配偶者の当月の給与が基準額を超えているため給付金を支給できない。」と言われた。

しかし、妻の給与が基準額を超えたのは、半年分の交通費が一括して支給されたためである。そもそも交通費は必要経費であるため、収入の算定に当たっては、交通費を控除して審査してほしい。また、交通費を収入認定するとしても、複数月分が一括支給された場合には、該当月で按分して算定してもらいたい。

（注）本件は平成25年3月に近畿管区行政評価局が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、求職者支援制度の趣旨・目的を踏まえ、雇用保険を受給できない求職者の生活支援を一層充実させる観点から、職業訓練受講給付金の支給要件である収入の算定対象から交通費を除外する方向で見直しを行う必要がある。



（回答要旨）

厚生労働省では、あっせんの実現に向けて、次の措置を講じたと回答。

平成26年3月31日、「求職者支援制度業務取扱要領」を改正し、同年4月1日から、給与等の収入の中に通勤手当が含まれている場合であって、給与明細等で区分されている場合には、当該通勤手当は収入から除外して算定するよう見直した。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 花田 聡
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>